

平成27年2月臨時会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成26年度2月補正予算等関係 (経済対策関係))

生活環境部

トータルコストについて、

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成 27 年 2 月 臨時 会 議 案 説 明 資 料 目 次

【予算関係】
（一般会計）

生活環境部

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第 1 号	平成 26 年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	（ 総 括 表 ） 環境立県推進課 緑豊かな自然課 消費生活センター	1 2 3 5
	2 歳入歳出事項別明細書	/	6
	3 節の明細	/	1 2
	4 繰越明許費に関する調書	環境立県推進課 緑豊かな自然課 消費生活センター	1 3

【予算関係以外】

報告番号	件 名	課 名 等	頁
報告第 1 号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(2) 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正について (平成 26 年 12 月 24 日専決)	住まいまちづくり課	1 4
	(10) 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について (平成 27 年 1 月 23 日専決)	住まいまちづくり課	1 6
	(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成 27 年 1 月 23 日専決)	住まいまちづくり課	2 4

議案説明資料総括表

生活環境部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,527,351	12,675	2,540,026	1,875			10,800	
緑豊かな自然課	1,244,436	24,745	1,269,181	21,589			3,156	
消費生活センター	112,143	14,731	126,874	14,731				
合計	8,187,295	52,151	8,239,446	38,195	0	0	13,956	
(一般会計)								
環境立県推進課	次世代自動車普及促進事業に係る補正							
緑豊かな自然課	(新) 自然歩道(大山エリア)案内看板等環境整備事業に係る補正 他							
消費生活センター	消費者行政活性化事業に係る補正							

平成26年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7875）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
次世代自動車普及促進事業	37,978	12,675	50,653	1,875			10,800	
トータルコスト	52,682	14,223	66,905	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.9人	0.2人	2.1人	インフラ整備国庫補助申請等業務				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

EV・PHVの普及に向けて、鳥取県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンに基づき、充電インフラ整備を進めてきたところであるが、このたび、国が整備を更に加速させるため、経済対策として充電ステーションの整備を支援することとなった。こうした状況下、県内の主要観光施設や電欠の不安のある山間部等への整備を進めて、補助制度の拡充を含め、一層充電インフラの充実を図る。

2 主な事業内容

(1) 市町村及び民間事業者の整備支援

民間事業者等が充電ステーションを整備する費用の一部を補助する。

【対象者】市町村及び民間事業者

【対象経費】機器費、工事費

【補助率】県1/2 ※普通充電は、2/3

【限度額】1,500千円 ※普通充電400千円（〔拡充〕200千円→400千円）

【補正額】9,500千円（急速5基、普通5基）

(2) 県施設整備

県庁構内の駐車スペースにPHV専用の充電器を設置する。

【整備内容】普通充電器2基（駐車場4マス）

【工事内容】充電器設置、電気工事、路面舗装、看板設置

【総事業費】3,175千円（国庫：1,875千円）

3 これまでの取組状況、改善点

平成25年8月、電欠の不安を感じない充電インフラ整備を目指して、ビジョンを策定した。

【整備目標】

2020年までに527基（急速183基、普通344基）を整備する。

【充電器の設置状況】

（単位：基）

	急速	普通	合計
ビジョン策定前	33	55	88
平成26年12月末時点	48	80	128
補正予算（見込）	5	7	12
補正後	53	87	140

平成26年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

緑豊かな自然課（内線：7200）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）自然歩道（大山エリア）案内看板等環境整備事業	0	13,190	13,190	11,190			2,000	
トータルコスト	0	13,964	13,964	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	設計委託、工事発注等				
工程表の政策目標（指標）	-							

「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）」充当事業

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

中国自然歩道（大山エリア）は、平成28年2月に大山隠岐国立公園指定80周年記念を迎え、さらなる魅力発信や国内外からの観光誘客に相応しい環境づくりが必要である。このため、安全で快適な歩道の利用を確保するため、国の緊急経済対策を活用し、案内看板の更新（多言語表記）等の環境整備を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

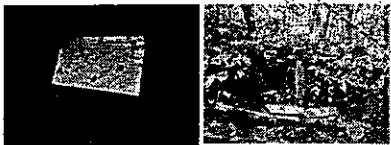
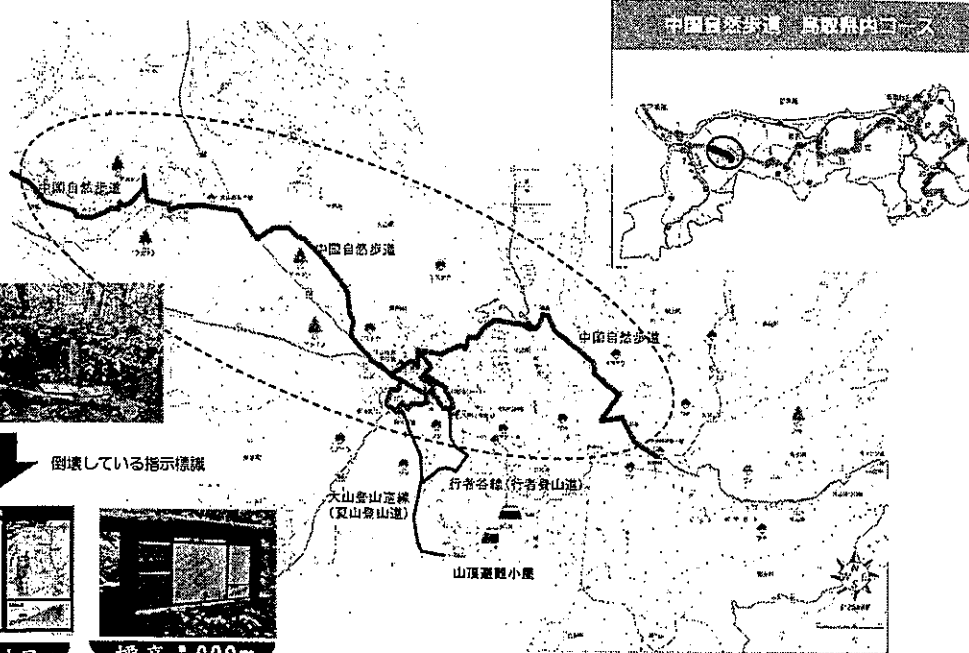
区分	予算額	内容
中国自然歩道（大山エリア）の案内看板等の環境整備	13,190	案内看板の更新（多言語表記）等の登山道整備。

中国自然歩道（大山エリア）の案内看板等の環境整備

●中国自然歩道（大山エリア）の案内看板のリニューアル

・大山夏山登山道の整備に続き、中国自然歩道の看板を距離・標高、外国語（3ヶ国語）や主要施設の案内等を表記し、統一性を持たせたデザインで整備。

QRコード等で関連施設や自然解説等の情報を提供することを検討。



登山道の全体図、主要施設等を表記し、統一性を持たせたデザインとする。

倒壊している指示標識



大山頂上29km 夏山登山口

標高：900m

平成26年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

6款 農林水産業費
 4項 林業費
 9目 狩猟費

緑豊かな自然課（内線：7872）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）指定管理鳥獣捕獲等事業	0	11,555	11,555	10,399			1,156	
トータルコスト	0	12,329	12,329	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	業務委託、関係者との連絡調整				
工程表の政策目標（指標）	被害防止と保護管理のバランスを図りながら、人と野生鳥獣の棲み分けによる共存を目指す							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

全国でシカ被害が深刻化していることから、環境省は生息頭数を10年で半減させる方針をうち出し、法律を改正して個体数管理のための計画を明確に位置付け、新たな捕獲の認定事業者制度などを設けた（平成27年5月29日施行）。

本県でも、シカは県東部を中心に急激に増加しており、農林業被害のみならず、生態系被害も顕著になってきており、県下全域への分布拡大、被害増加が懸念される。

しかし、現状ではシカの利用価値が低く、狩猟者が獲りたがらないため、捕獲が進まないことから、改正法による生息頭数推定、分布状況等の科学的な根拠に基づいた指定管理鳥獣捕獲等実施計画を策定し、効果的なシカ捕獲事業を行い、農林業被害軽減と森林生態系の保全を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	内容
指定管理鳥獣捕獲等実施計画の策定	5,334	・生息数推定、分布状況等に基づく捕獲実施計画の策定に係る調査分析及び計画策定（専門機関への委託）
指定管理鳥獣捕獲等事業	6,221	・指定管理鳥獣捕獲等実施計画に基づくシカ捕獲の実施（認定事業者への委託）
合計	11,555	

平成26年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

消費生活センター（0859-34-2705）

7目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消費者行政活性化事業	53,842	14,731	68,573	14,731				
トータルコスト	66,998	14,731	81,729	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	1.7人	0.0人	1.7人	交付金事務、機器の購入等				
工程表の政策目標（指標）	広報・啓発活動の充実・強化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成27年度に新たに創設される「地方消費者行政推進交付金」が、国の経済対策により一部前倒しされるため、これを活用し、消費者行政推進のための事業を切れ目なく実施する。

<参考>

平成21年度～26年度は、国の「地方消費者行政活性化交付金」を主財源とした「鳥取県消費者行政活性化基金」を活用してきたが、国において平成27年度は単年度の交付金に見直された。

2 主な事業内容

(1) (新)「悪質電話勧誘被害」防止事業 1,400千円

特殊詐欺を含めた「悪質電話勧誘被害」の未然防止を図るため、市町村等と連携し、通話に先立ち警告メッセージを自動アナウンスすることで悪質電話勧誘を撃退する録音機器の設置促進を図る。

初年度に限りモデル的に、県が機器を購入して市町村に貸し付け、市町村が選定する対象世帯に設置する。

○事業スキーム

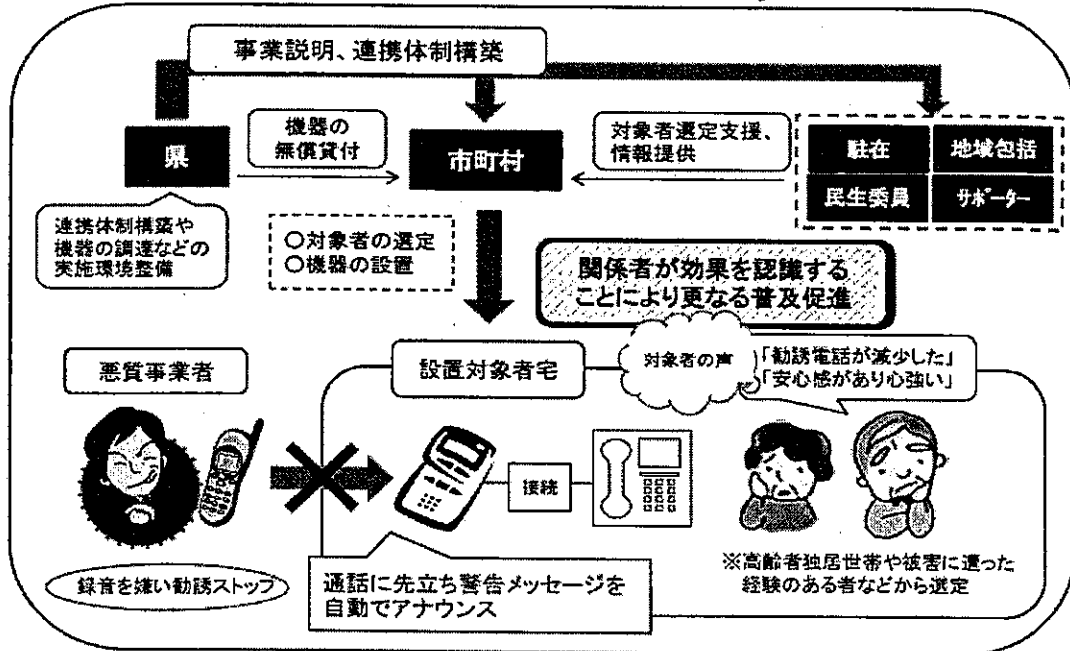
（県）…事業の周知及び連携体制構築

機器の一括購入及び市町村への貸付

（市町村）…対象者の選定、機器の設置、フォローアップ

（警察、見守り関係者等）…対象者選定支援、情報提供

平成28年度以降は、
⇒ 普及促進に向けた市町村の取組みへ移行



(2) 市町村消費者行政推進交付金 13,331千円

市町村が取り組む消費生活相談体制の整備や啓発講座開催などの消費者行政推進事業に対し助成する。

平成26年度2月補正予算（経済対策関係）歳入歳出事項別明細書（生活環境部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費								
		うち生活環境部						1項 社会福祉費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	416,922	500	417,422	7,154		7,154	7,154		7,154
2	給料	1,588,420		1,588,420	18,470		18,470	18,470		18,470
3	職員手当等	890,631		890,631	9,250		9,250	9,250		9,250
4	共済費	612,998		612,998	7,622		7,622	7,622		7,622
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	1,357		1,357						
8	報償費	65,445	207	65,652	3,556		3,556	3,556		3,556
9	旅費	71,272	285	71,557	3,133		3,133	3,133		3,133
	費用弁償	10,894		10,894	609		609	609		609
	普通旅費	38,055		38,055	1,799		1,799	1,799		1,799
	特別旅費	22,323	285	22,608	725		725	725		725
10	交際費									
11	需用費	197,745	1,526	199,271	4,870	1,400	6,270	4,870	1,400	6,270
12	役務費	94,738		94,738	4,085		4,085	4,085		4,085
13	委託料	2,915,719	236,449	3,152,168	38,409		38,409	38,409		38,409
14	使用料及び賃借料	83,203		83,203	1,794		1,794	1,794		1,794
15	工事請負費	440,387		440,387						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	27,636	2,117	29,753	20		20	20		20
19	負担金、補助及び交付金	34,753,995	921,170	35,675,165	42,807	13,331	56,138	42,807	13,331	56,138
20	扶助費	1,776,844		1,776,844						
21	貸付金	37,986		37,986	200		200	200		200
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	59		59						
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,452,671	12,000	1,464,671	18,116		18,116	18,116		18,116
26	寄附金	1,250		1,250						
27	公課費	81		81						
28	繰出金	1,882		1,882						
	予備費									
	計	45,431,241	1,174,254	46,605,495	159,486	14,731	174,217	159,486	14,731	174,217
財	国庫支出金	4,324,889	1,044,588	5,369,477	18,000	14,731	32,731	18,000	14,731	32,731
源	地方債	72,000		72,000						
内	その他	5,252,635	12,000	5,264,635	48,410		48,410	48,410		48,410
訳	一般財源	35,781,717	117,666	35,899,383	93,076		93,076	93,076		93,076

平成26年度2月補正予算（経済対策関係）歳入歳出事項別明細書（生活環境部）

（単位：千円）

節	款項目			
		1項 社会福祉費		
		7目 消費者支援対策費		
	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	6,857		6,857
2	給料	18,470		18,470
3	職員手当等	9,250		9,250
4	共済費	7,622		7,622
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	3,272		3,272
9	旅費	2,578		2,578
	費用弁償	524		524
	普通旅費	1,514		1,514
	特別旅費	540		540
10	交際費			
11	需用費	4,029	1,400	5,429
12	役務費	3,805		3,805
13	委託料	38,409		38,409
14	使用料及び賃借料	1,574		1,574
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	20		20
19	負担金、補助及び交付金	32,331	13,331	45,662
20	扶助費			
21	貸付金	200		200
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び引当料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	18,116		18,116
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	146,533	14,731	161,264
財源	国庫支出金	18,000	14,731	32,731
	地方債			
	その他	41,612		41,612
	一般財源	86,921		86,921

平成26年度2月補正予算（経済対策関係）歳入歳出事項別明細書（生活環境部）

（単位：千円）

節	4款 衛生費								
				うち生活環境部					
							2項 環境衛生費		
款項目	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	159,644		159,644	66,580		66,580	48,279		48,279
2 給料	1,459,130		1,459,130	746,188		746,188	325,072		325,072
3 職員手当等	787,952		787,952	379,620		379,620	167,703		167,703
4 共済費	548,523		548,523	278,987		278,987	124,021		124,021
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金	9,905		9,905						
8 報償費	44,176	954	45,130	9,384		9,384	9,213		9,213
9 旅費	75,714	1,594	77,308	32,421		32,421	26,627		26,627
費用弁償	11,520		11,520	6,512		6,512	6,184		6,184
普通旅費	37,108	364	37,472	17,439		17,439	12,548		12,548
特別旅費	27,086	1,230	28,316	8,470		8,470	7,895		7,895
10 交際費									
11 需用費	275,289	4,538	279,827	110,780	444	111,224	64,284	444	64,728
12 役務費	66,890	1,004	67,894	29,562	135	29,697	25,836	135	25,971
13 委託料	1,016,245	4,719	1,020,964	516,123	3,219	519,342	440,153	3,219	443,372
14 使用料及び賃借料	79,329	564	79,893	41,800		41,800	34,711		34,711
15 工事請負費	266,291	9,971	276,262	258,942	9,971	268,913	255,061	9,971	265,032
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	88,589	2,596	91,185	68,657	2,596	71,253	55,895	2,596	58,491
19 典租金、補助及び交付金	7,035,524	391,190	7,426,714	768,618	9,500	778,118	745,886	9,500	755,386
20 扶助費	1,367,799	14,926	1,382,725						
21 貸付金	898,253		898,253						
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	1,339,962		1,339,962	9,774		9,774	9,774		9,774
26 寄附金	30,500		30,500						
27 公課費	37		37						
28 繰出金									
予備費									
計	15,549,752	432,056	15,981,808	3,317,436	25,865	3,343,301	2,332,515	25,865	2,358,380
財源									
国庫支出金	2,383,447	382,798	2,766,245	282,320	13,065	295,385	282,320	13,065	295,385
地方債	37,000		37,000	25,000		25,000	25,000		25,000
その他	3,633,253		3,633,253	214,636		214,636	209,070		209,070
一般財源	9,496,052	49,258	9,545,310	2,795,480	12,800	2,808,280	1,816,125	12,800	1,828,925

平成26年度2月補正予算（経済対策関係）歳入歳出事項別明細書（生活環境部）

（単位：千円）

節	款項目			
		補正前	補正額	補正後
	4目 環境保全費			
	1 報酬	45,219		45,219
	2 給料			
	3 職員手当等			
	4 共済費	6,287		6,287
	5 災害補償費			
	6 恩給及び退職年金			
	7 賃金			
	8 報償費	8,121		8,121
	9 旅費	22,898		22,898
	費用弁償	5,854		5,854
	普通旅費	9,699		9,699
	特別旅費	7,345		7,345
	10 交際費			
	11 需用費	40,308	444	40,752
	12 役務費	20,884	135	21,019
	13 委託料	424,512	3,219	427,731
	14 使用料及び賃借料	29,952		29,952
	15 工事請負費	255,061	9,971	265,032
	16 原材料費			
	17 公有財産購入費			
	18 備品購入費	51,580	2,596	54,176
	19 負担金、補助及び交付金	725,046	9,500	734,546
	20 扶助費			
	21 貸付金			
	22 補償、補填及び賠償金			
	23 償還金、利子及び割引料			
	24 投資及び出資金			
	25 積立金	9,774		9,774
	26 寄附金			
	27 公課費			
	28 繰出金			
	予備費			
	計	1,639,642	25,865	1,665,507
財源	国庫支出金	265,382	13,065	278,447
	地方債	25,000		25,000
	その他	86,523		86,523
	一般財源	1,262,737	12,800	1,275,537

平成26年度2月補正予算（経済対策関係）歳入歳出事項別明細書（生活環境部）

（単位：千円）

節	6款 農林水産業費								
	款項目			うち生活環境部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	4項 林業費		
			補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	385,344	89	385,433	8,141		8,141	8,141		8,141
2 給料	2,415,876		2,415,876	3,694		3,694			
3 職員手当等	1,215,888		1,215,888	1,850		1,850			
4 共済費	919,340		919,340	2,592		2,592	1,258		1,258
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金	666		666						
8 報償費	36,041		36,041	663		663	663		663
9 旅費	104,073	1,196	105,269	1,031		1,031	659		659
費用弁償	7,700	296	7,996	146		146	146		146
普通旅費	86,251	900	87,151	691		691	319		319
特別旅費	10,122		10,122	194		194	194		194
10 交際費									
11 需用費	525,983		525,983	6,864		6,864	6,527		6,527
12 役務費	127,853		127,853	942		942	674		674
13 委託料	1,799,470	48,835	1,848,305	25,194	11,555	36,749	25,194	11,555	36,749
14 使用料及び賃借料	153,553	4,500	158,053	2,023		2,023	1,830		1,830
15 工事請負費	4,286,017	1,175,595	5,461,612						
16 原材料費	6,758		6,758						
17 公有財産購入費	1,700	200	1,900						
18 備品購入費	159,155	4,695	163,850						
19 負担金、補助及び交付金	13,319,637	1,986,272	15,305,909	231,308		231,308	55,967		55,967
20 扶助費									
21 貸付金	727,556		727,556						
22 補償、補填及び賠償金	72,884	2,700	75,584						
23 償還金、利子及び割引料	147,590		147,590						
24 投資及び出資金	10		10						
25 積立金	347,698	168,225	515,923						
26 寄附金									
27 公課費	316		316						
28 繰出金	461,843		461,843						
予備費									
計	27,215,251	3,392,307	30,607,558	284,302	11,555	295,857	100,913	11,555	112,468
財源	内訳								
国庫支出金	6,530,865	1,274,844	7,805,709	105,709	10,399	116,108		10,399	10,399
地方債	1,903,000	365,000	2,268,000						
その他	4,574,734	1,616,235	6,190,969	4,735		4,735	4,314		4,314
一般財源	14,206,652	136,228	14,342,880	173,858	1,156	175,014	96,599	1,156	97,755

平成26年度2月補正予算（経済対策関係）歳入歳出事項別明細書（生活環境部）

（単位：千円）

節	款項目	生活環境部 合計					
		9目 狩猟費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	8,141		8,141	131,750		131,750
2	給料				1,008,462		1,008,462
3	職員手当等				510,975		510,975
4	共済費	1,258		1,258	381,360		381,360
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	貸金						
8	報償費	663		663	19,559		19,559
9	旅費	659		659	48,229		48,229
	費用弁償	146		146	8,422		8,422
	普通旅費	319		319	27,326		27,326
	特別旅費	194		194	12,481		12,481
10	交際費						
11	需用費	6,527		6,527	194,525	1,844	196,369
12	役務費	674		674	54,251	135	54,386
13	委託料	25,194	11,555	36,749	1,516,470	14,774	1,531,244
14	使用料及び賃借料	1,830		1,830	71,526		71,526
15	工事請負費				1,953,550	9,971	1,963,521
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費				107,812	2,596	110,408
19	負担金、補助及び交付金	55,967		55,967	2,089,307	22,831	2,112,138
20	扶助費						
21	貸付金				13,076		13,076
22	補償、補填及び賠償金				17,815		17,815
23	償還金、利子及び割引料						
24	投資及び出資金						
25	積立金				58,335		58,335
26	寄附金						
27	公課費						
28	繰出金				10,293		10,293
	予備費						
	計	100,913	11,555	112,468	8,187,295	52,151	8,239,446
財源	国庫支出金		10,399	10,399	1,515,686	38,195	1,553,881
	地方債				701,000		701,000
	その他	4,314		4,314	1,187,275		1,187,275
	一般財源	96,599	1,156	97,755	4,783,334	13,956	4,797,290

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
7目 消費者支援対策費		
負担金、補助 及び交付金	・市町村消費者行政推進交付金	13,331
4款 衛生費		
2項 環境衛生費		
4目 環境保全費		
負担金、補助 及び交付金	・電気自動車充電設備導入推進補助金	9,500

緑越明許費に関する調書

追加分

(単位：千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫補助金	起債	その他	一般財源	
3	民生	1 社会福祉費	7 消費者行政活性化事業費	68,573	14,731	14,731				国補正により行う交付金事業について、年度内完了が困難なため。
4	衛生	2 環境衛生費	4 次世代自動車普及促進事業費	50,653	12,675	1,875			10,800	国補正により行う機器整備事業の発注準備等が年度末となり年度内完了が困難となったこと、交付申請を予定している者による充電器の設置が年度内に完了することが困難なため。
6	農林水産業費	4 業費	9 指定管理鳥獣捕獲費	13,190	13,190	11,190			2,000	国補正により行う工事等の発注準備が年度末となり、年度内完了が困難なため。
計				143,971	52,151	38,195			13,956	

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (2) 鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正 について (平成26年12月24日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が一部改正されたこと に伴い、当該条例別表に引用している条項を改める。</p> <p>2 概要 (1) 市街化を促進しない開発行為等を定める規定中引用する土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する法律の条項を改める。</p> <p>(2) 施行期日は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一 部を改正する法律の施行日とする。</p>

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
略		略	
7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的	略	7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的	略
(1) 略		(1) 略	
(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） <u>第9条第1項</u> の規定により指定された土砂災害特別警戒区域内に所在すること。		(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） <u>第8条第1項</u> の規定により指定された土砂災害特別警戒区域内に所在すること。	
(3)～(5) 略		(3)～(5) 略	
略		略	

附 則

この条例は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第109号）の施行の日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (10) 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について (平成27年1月23日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 建築基準法の一部が改正され、構造計算適合性判定は、建築主が知事又は指定構造計算適合性判定機関に直接申請するよう改められたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 建築確認の手数料の額について、構造計算適合性判定が必要な場合の加算を廃止する等、所要の規定の整理を行う。</p> <p>(2) 施行期日は、平成27年6月1日とする。</p>

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前					
別表第3（第13条関係）			別表第3（第13条関係）					
事務	金額		事務	金額				
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件につき 5,000円	1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認	アの項により算定された額とイの項（構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外の方法により行われたものにあつては、ウの項）により算定された額の合計額（法第87条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく場合に	ア	イ	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件につき 5,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1 件につき 9,000円					床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件につき 9,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1 件につき 14,000円					床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1 件につき 14,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1 件につき 19,000円					床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1 件につき 19,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき 34,000円					床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1 件につき 34,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 48,000円					床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき 48,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 140,000円					床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 140,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1 件につき 240,000円					床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 240,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 460,000円					床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1 件につき 240,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1 件につき 19,000円			

あつては、アの項により算定された額)

床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 48,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 140,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき 240,000円

	一ト ル以 内の もの	
	床面積 の合計 が 50,000 平方メ ートル を超え るもの	1件につき 460,000 円
イ 法 第6 条第 5項 の構 造計 算適 合性 判定 に係 る部 分 (構 造計 算が 国土 交通 大臣 の認 定を 受け たプ ログ ラム によ り行 われ たも のに 限 る。)	床面積 の合計 が200平 方メー トル以 内のも の	1棟につき 140,000 円
	床面積 の合計 が200平 方メー トルを 超え、 500平方 メート ル以内 のもの	1棟につき 152,000 円
	床面積 の合計 が500平 方メー トルを 超え、 1,000平 方メー トル以 内のも の	1棟につき 163,000 円
	床面積 の合計 が1,000 平方メ ートル を超	1棟につき 175,000 円

	え、 2,000平 方メー トル以 内のも の	
	床面積 の合計 が2,000 平方メ ートル を超 え、 10,000 平方メ ートル 以内の もの	1棟につき 191,000 円
	床面積 の合計 が 10,000 平方メ ートル を超 え、 50,000 平方メ ートル 以内の もの	1棟につき 228,000 円
	床面積 の合計 が 50,000 平方メ ートル を超 えるもの	1棟につき 349,000 円
ウ 法 第6 条第 5項 の構 造計	床面積 の合計 が200平 方メー トル以 内のも	1棟につき 169,000 円

適合性判定に係る部分(構造計算がイ以外の方法により行われたものに限る。)	の 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1棟につき 192,000 円
方法により行われたものに限る。)	の 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 214,000 円
	の 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 237,000 円
	の 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 274,000 円

						もの	
						床面積 の合計 が 10,000 平方メ ートル を超 え、 50,000 平方メ ートル 以内の もの	1棟につき 346,000 円
						床面積 の合計 が 50,000 平方メ ートル を超え るもの	1棟につき 593,000 円
1の2 法第 6条の3第 1項又は第 18条第4項 の規定に基 づく構造計 算適合性判 定	略			1の2 法第 6条第5 項、第6条 の2第3項 又は第18条 第4項の規 定に基づく 構造計算適 合性判定 (法第6条 第1項の規 定により県 の建築主事 に確認の申 請のあった 建築物に係 るものを除 く。)	略		
略				略			
7 法第7条 の6第1項 第1号又は 第2号(法	略			7 法第7条 の6第1項 第1号(法 第87条の2	略		

<p>第87条の2 第1項又は 第88条第1 項若しくは 第2項にお いて準用す る場合を含 む。)の規 定に基づく 認定</p>		<p>第1項又は 第88条第1 項若しくは 第2項にお いて準用す る場合を含 む。)の規 定に基づく 仮使用の承 認</p>	
<p>7の2 法第 12条第8項 の台帳に記 載された事 項に関する 証明書の交 付</p>	<p>略</p>	<p>7の2 法第 12条第7項 の台帳に記 載された事 項に関する 証明書の交 付</p>	<p>略</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 1の2の項の規定を適用する場合において、 1棟の建築物の2以上の部分がエキスパンシ ョンジョイントその他の相互に応力を伝えない構 造方法のみで接している建築物の部分は、それ ぞれ別の建築物とみなす。</p> <p>3 略</p>		<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 1のイ及びウの項並びに1の2の項の床面積 の合計は、建築物1棟ごとの床面積の合計とす る。この場合において、建築物の2以上の部分 がエキスパンションジョイントその他の相互に 応力を伝えない構造方法のみで接している建築 物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物 とみなす。</p> <p>3 略</p>	

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の額の決定について (平成27年1月23日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する鳥取県営住宅の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償額の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成27年1月23日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金115,128円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成27年1月1日 イ 事故発生場所 鳥取市源太18番地2 県営住宅美穂第1団地内 ウ 事故の状況 県営住宅美穂第1団地において、屋根瓦のずれにより雨漏りが発生し、居住している和解の相手方所有のテレビが破損したものである。</p>